

社会福祉法人岐南町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐南町社会福祉協議会定款第10条及び第25条並びに社会福祉法人岐南町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、社会福祉法人岐南町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等の報酬)

第2条 次の各号に掲げる業務を行った場合は、役員等に別表1に定める額を報酬として支給するものとする。ただし、地方公共団体の職員についてはこの限りではない。

- (1) 理事会、評議員会及び監事会並びに評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 本会が主催する行事に主催者として出席
- (3) 本会の役員等として、関係団体が主催する会議や行事への出席
- (4) その他会長が必要と認めた業務

(役員等の費用弁償)

第3条 役員等が、前条各号の業務を行った場合は、別に定める本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。ただし、岐南町内において行われる業務については、本会旅費規程第2条に定める車賃は支給しないものとする。

(重複支給の禁止)

第4条 関係団体が主催する会議や行事への出席について、報酬等の支払がある場合には、報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給時期は、本会職員給与規程に定める時期とし、あらかじめ本人が指定した金融機関口座に振込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

区分	報酬等	備考
1回につき	3,000円	